

Title	貸付利子歩合の解剖
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.4 (1916. 4) ,p.563(149)- 581(167)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160401-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

リ (The Economist Nov. 27, 1915, "Gold and Currency Notes" Bankers' Magazine Sep. 1918, "The Gold and Currency Problem" - A. H. Gibson)

五、物價騰貴と外國貿易との關係

物價騰貴の現象が或特種の國に起りたる時、即ち一國の物價が世界物價の平準線以上に騰貴したる時は、其國の貿易關係が逆調の勢を呈するは經濟學の教ゆる所にして、其物價騰貴は或特殊國に於ける現象たるを要するは、如何にも博士の指示せらるゝ如し。故に我國近來の物價騰貴が貿易を逆調に導くことを述べんとするには、先づ少くも我國の物價騰貴が、特に世界物價の一般的騰貴以上なることを證明せざるべからざるは博士の言の如くなるも、同時に博士が我物價騰貴が、貿易に影響なしと論結するには世界物價の一般的騰貴、詳言すれば少くとも我對外貿易關係國に於ける、我取引商品のみに就ても、略同一程度の一般的騰貴ありたる事實を擧げざるべからず。然るに博士は單に歐洲交戦

國のみに就て、物價の著しく騰貴せる事實を述べて、以て今日の物價騰貴は世界一般の現象なるが如くに説き、從つて我國の物價騰貴は敢て貿易を逆調に導くことなしと論じ去りしは、博士としては餘りに呆氣なきの感あり。我貿易國は單に博士の擧げられたる歐洲交戦國に限らるゝに非ず、況んや此等を以て主要取引國となるに於てをや、

尙ほ茲に吾人の注意を脱する能はざるは國際的貨物には國內に於ける價格と別個の國際的價格の存することは是なり。是れ蓋し貨幣に國內價值と國際價值の二種あるが爲めにして、國際的貨物は其價格の高下亦國際的價格に基きて決定せざるべからず。貨物の國際的價格は其國貨幣の國際的價值即ち爲替相場に依つて定めらるゝものなるが或國の爲替相場低落(受取勘定)せる場合には其國貨幣の國內價值を以て定められたる物價(國內價格)の騰貴も、必ずしも國際

價格の騰貴(少くも同一程度)を意味せざることはあり得べきことなり。果して然らば博士の第三の論據とせられたる歐洲交戦國に於ける物價の騰貴は、博士の言の如く我物價騰貴に比して其程度大なりと言ふを得るか。殊に對佛爲替の如き平時參着二法五五參(支拂勘定)内外なるに昨今は二法九一參を唱へ正に一割三分餘の騰貴を來せるに於てをや。

以上余は博士の正貨處分の駁論に就て、其疑の存する所を披瀝し盡したりと信ず。博士幸にして野人禮に倣はざるの言を答むることなく、更に重ねて教を執るの勞を吝しまざらんことを。

は 貨幣の對外價值、對外價值に就ては、國家學會雜誌大正五年三月號、山崎博士の「貨幣の對外價值と其維持策」參照。

貸付利子歩合の解剖

高城仙次郎

目 次

- 一 緒 言
- 二 貸付利子の要素
- 三 純子歩合
- 四 保險料と貸付利子歩合
- 五 手数料と貸付利子歩合

一 緒 言

『利子』は今日經濟學者間に於て(一)企業に投せられたる資本より生ずる所得と(二)貸付金に對する賃料との二個の意義に用ゐられつゝあるものなるが、此兩者は勿論互に密接なる關係を有すれども、決して同一物に非ず。企業は普通の見解に従へば土地、資本、勞働並に企業家の四要素より成立する有機的組織にして、其の利潤は此四要素の共同的作用の結果として生ず

るものなれば、其中幾何が資本の力に依りて發生せしかを正確に知ること能はざるなり。蓋し均しく壹千圓に相當する資本と雖も、甲企業に投せられたるべきの結果と乙企業に用ゐられたるべきの結果との間には企業の性質、各企業の組織上に於ける其資本の地位並に各經營者の技倆の相違等の爲め一大懸隔を生ずることなしとせず。尤も既に數年間經營せらるゝ一企業に新たに一定額の資本を投せりとせば、其増資額より生ずる所得の率を算定すること比較的容易なるも、資本全額の所得、換言すれば、其特定企業の利潤中に於て資本の力に依りて生じたるものなりと看做す可き分量は之を確知すること能はざるなり。勿論スミス、リカード等が企業所得中より所謂普通の利子並に賃銀を控除して、其殘額を以て地代とせしが如く、又ウオーカーが企業所得は第一に地主、第二に資本主に、第三に企業家に分配せられ、其殘額が勞働者に分配

額面五十圓の株式に對して最低七十圓のプリミアムを要求せしは果して正當の手段なりしかは今後兩三年間に於ける同會社の成績如何に依りて初めて之を判定することを得るものなりとす。

然るに貸付金に對して支拂はるゝ賃料即ち貸付利子は企業資本の所得なる意味に於ける利子の如く思想上に於てのみ存在するか、或は事後に於てのみ算定し得るものに非ずして、甲乙二人の間に於て一定金額を貸借する條に明確に契約する資金の賃料にして、從つて元金に對する賃料の割合即ち所謂利子歩合なるものは一特定の貸借に就きては現在且つ現實の一數量なるのみならず、或る一定の時並に或る特定の國に於ける總ての貸借に就きて云ふも亦同じく、從つて統計の蒐集上多大の困難はある可けれども、其平均率を求むること必ずしも不可能なりと云ふ能はざるものなりとす。加之、一企業家が自

せらるゝものなりとして、所得 residual claimant である。一殘額要求説に依りて賃銀の高低を論ぜんとせしが如く、Walker: Political Economy, 企業所得より先づ所謂普通の地代、賃銀、並に企業家所得を控除して、其殘額を以て資本の力に依りて生じたる所得と看做し、利子の率を計出することを得可けれども、斯くの如き推算は無意義不徹底なるのみならず、循環論に陷るゝ虞れなしとせざるなり。(Cf. Seligman: Principles of Economics, 3rd ed., Pt. IV Chap. V. 加之、福田博士著「經濟學教科書」一八六頁。拙稿「地代と賃格との關係」三田學會雜誌第九卷第四號並第五號) 上述の如く既に數年間經營せらるゝ企業に對する増資額の所得を推知するを得るも、こは増資後一定期間、例へば一ケ年の期間を経たる後にして、之を事前に即ち増資前に確知すること能はざるものなるを記憶せざる可からず。久原鑛業會社が壹千萬圓の資本を擁する企業に對して三割内外の利潤を收めたるは過去の事實にして、此回の増資後果して幾何の利潤を收む可きか、

己の經營せる一事業に資本を投入するは營利の目的を達せんが爲めにして、又其資本を増加するとあるは利潤を増加せんが爲めなるが、資金の貸借は必ずしも、此種の所謂生産資本の調達のみを目的として行はるゝものに非ずして、所謂不生産的の用途に充つるの目的を以て實行せらるゝことあり。其の最も著しき一例を舉ぐれば國家が戰費を調達する爲めに公債を募集すること是れなりとす。其他個人が債務を辨済する爲め、或は冠婚葬祭又は醫療の費用に充つる目的を以て借財することあり。されば、資金の貸借と企業家の投資は共通の點を含むと同時に互に性質を異にせる分子を有せり。即ち資金の貸借中に於て所謂生産的の目的の爲め行はるゝものは企業家の投資と密接の關係を有するものにして、其の貸付利子は從つて企業利潤と密接の關係を有するなり。詳言すれば、物價騰貴又は其他の原因に依り一般企業の利潤増加せば、生

産資金貸付利子歩合も亦騰貴す可し。されど、所謂不産的資金と企業投資との關係は生産資金と後者との關係の如く密接ならず。従つて不産的資金貸付利子歩合は企業利潤と間接の關係を有するに過ぎざるものなりとす。換言すれば、資金の貸付は生産的並に不生産的の資金を供給するものなれば、貸付利子歩合も亦生産的資金の需用並に不生産的資金の需用に依りて左右せらるゝものなるが、企業利潤率増加せば生産的資金の需用膨脹す可きに由り、貸付利子歩合は直接其影響を蒙りて騰貴するに至り、不生産的資金貸付利子歩合も従つて自ら上騰す可きも、此上騰は云ふ迄もなく間接的の一影響なるを記憶することを要す。

斯くの如く企業資本の所得なる意義に於ける利子と貸付金の賃料としての利子とは其本質に於て、従つて其歩合に於て異なるものなるを以て、此兩種歩合の高低を定むる法則を論ずる

んとせしベンバウルク、フイシヤー等の學説は未だ企業の利潤に重きを置く利子問題研究者を説得することを得ざるなり。

惟ふに、上述の如く兩種の利子は各々異なりたる見地より之を討究するを要するものなると同時に、先づ貸付利子歩合を論及し然る後企業資本の所得に論及す可きなり。蓋し自己資本たる借入資本たるを問はず、總て企業に投せらるゝ資本の所得は貸付利子歩合に多大の影響を及ぼすものなれば、此見地より論ずれば、資本の所得なる意義に於ける利子は貸付利子よりも根本的なものなるも、貸借は企業資金の調達のための爲めに行はるゝものに非ざるを以て、貸付利子歩合を先づ研究し然る後他に論及するは至當の順序なる可し。

是れ即ち吾人が本論に於て先づ貸付利子の研究を試みんと欲する所以にして、此利子と企業利潤の關係に對する討究は之を他日に譲らんと

に當りて、兩者を截然區別して、企業所得の割前としての利子歩合、並に貸付利子歩合とを別々に研究す可きものなりとす。然るにシニア (Senior) が資本蓄積者の禁慾 (abstinence) を標準として利子の高低を論ぜし以來無數の經濟學者は利子の性質並に其高低を研究せりと雖も、概ね上叙の區別を看過して兩者を同一物視して利子歩合を論ぜし結果として、論旨往々にして明瞭を缺く憾なき能はざるなり。是れ或はアダム・スミスの『富國論』が上梓せられてより年を閱すると一世紀半に垂とするに未だ利子歩合に關する學説の一定せざる一原因ならんか。利子歩合は資本の限界量の生産力に依りて定まるものなりと論じたるフォンチーネン、クラーク等の生産力説は戰費の如き不生産的資金の貸借を顧慮する者を満足せしむるに足らず、又利子歩合をば價值時差即ち現在財は概して將來財よりも高く評價せらるゝ、現象を論據として説明せ

欲す。

二 貸付利子の要素

甲が乙に一定金額を貸與する際に乙が甲に支拂ふことを約する利子は三個の要素を含むを常とす。(一)は純利子、(二)は保険料、(三)は手数料なりとす。純利子とは資金其物の使用に對して支拂はるゝ賃料にして、貸付者より之を觀れば、一定期間自己所有の資金をば他人に使用せしむる爲めに得る報酬に外ならず。ベンバウルクが其名著 *Positive Theorie des Kapitals* 第四編に於て討究せしは即ち此純利子なりとす。保険料とは貸主が貸金の元利の支拂に就きて不安を感ずるとき借主より徴收する増増金にして、従つて其不安の程度に依つて著しき差を有するものなり。貸付利子歩合が此保険料の有無高低の爲め著しき等差を生ずることは多數經濟學者の既に指摘したる所なるが、殊にフイシヤーは其著 *The Rate of Interest* 第十一章に於て

明快に之を説明せり。(註)

註 青木得三氏は其近著『貨幣論』(二百九十五頁)に於て資本の總利潤は(一)企業に伴ふ危険、(二)煩累、(三)資本自身に對する報酬の三要素に分析す可きものにして、第一を保險料、第二を監督料、第三を利息と稱す可しと論じたるが、青木學士の保險料と稱するものと本論に於て保險料と稱するものとは全く異なるを記憶するを要す

最後に手数料とは貸主が貸付の手數に對して要求するものなり。貸借には貸手借手共に多少の煩瑣なる手續を執ることを要するものなるが、借手は資金の融通を希望せる弱點を有するを以て貸手に對して手数料を要求すること能はざるも、貸手は往々にして貸付行為に伴ふ手數に對して報酬を徴收することあり。此手数料は利子と獨立に要求する場合と利子に添加して徴收する場合とあり。農工銀行等が不動産を抵當として貸付を行ふ際に鑑定料を請求し、或は銀行團が公債社債を引受ける際に所謂コミッション

と論じたるが、貸付利子に多少の手數料を含むことは質商の徴收する利子に就きてのみ存するものに非ずして、大多數の貸付に伴ふ現象なりとす。

以上略述(詳細は後節に譲る)せるが如く、貸付利子は純利子、保險料並に手数料の三要素を含むものなれば、若し假りに全く何等貸借上の危険並に手数料を伴はざる貸借なるものありて、其利子歩合が年四分なりとせば、多少の危険を伴ふ貸借の利子歩合は六分又は七分に定まる可く、又更に多少の手數を要する貸借の利子歩合は八分、九分、一割等に上る可し。されど斯くの如く賃料が保險料並に手数料を含むは貸付資金の増徴に非ずして、總ての賃料共通の現象なりとす。例へば、地代即ち土地の賃賃料は土地其物の使用料以外に土地貸與に附隨する危険、例へば土地の濫用、地代滞納等に對する保險料、並に土地貸與に伴ふ手數に對する報酬を

ンを要求するは前者の一例にして、個人間に於ける少額又は短期の貸付金に對する利子歩合が比較的高く定めらるゝの傾向あるは後者の一例を示すものなりとす。(短期貸付利子歩合が往々にして低く定めらるゝことあるは手数料との關係上然るに非ずして、貸主が少期間に其資金を回收することを欲せるか或は期間の短きが爲め貸付に伴ふ危険が著しく減殺せらるゝが故なりとす。)

此貸付利子歩合の一要素たる手数料に關しては經濟學者が明確なる説明を試みたることあるを聞かず、フイシャー氏は前載書(二百〇九頁)に於て

The pawn-broker will need to charge a high rate of interest, partly because he needs special clerks and experts to appraise the articles deposited, and partly because, in many cases, he needs to find a market in which to sell them when not redeemed.

含むことあり。次に家賃即ち家屋の賃賃料も家屋の純使用料以外に家屋の濫用、火災等の危険に對する保險料並に手数料を含めり。家賃に於ける保險料並に手数料が地代に於けるよりも高率なるは喋々するを要せざる所なるが、此兩割増金が最も高率なるは云ふ迄もなく自轉車、衣服等の動産の賃賃料なりとす。蓋し此種の貨物の賃賃は不動産の賃賃に伴ふ總ての危険以外に此等の貨物が賃借者の爲めに横領せらるゝの危険あると同時に、此等の貨物が普通數日間又は數時間と云ふが如き一少期間を限りて賃賃せらるゝが故なりとす。

斯くの如く保險料並に手数料が賃料の要素たることは總ての賃借に共通の現象なるにも拘はらず、是迄利子の研究を試みし學者が貸付利子歩合を解剖して三要素より成立せるものなることを明確に指摘せざりしは遺憾とせざるを得ざる所なりとす。加之、保險料を貸付利子の一要素

として論じたる學者と雖も、此保険料の高低が資金の需用供給並に利子歩合に對して如何なる影響を與ふるものなるかを數字を用ゐて的確に説述せし者あるを知らず。

されば、吾人は是れより進んで數字を用ゐて先づ純利子決定の法則を明かにし、次に保険料と利子歩合との關係を示し、最後に利子歩合に及ぼす手数料の影響に論及せんと欲す。

三 純利子歩合

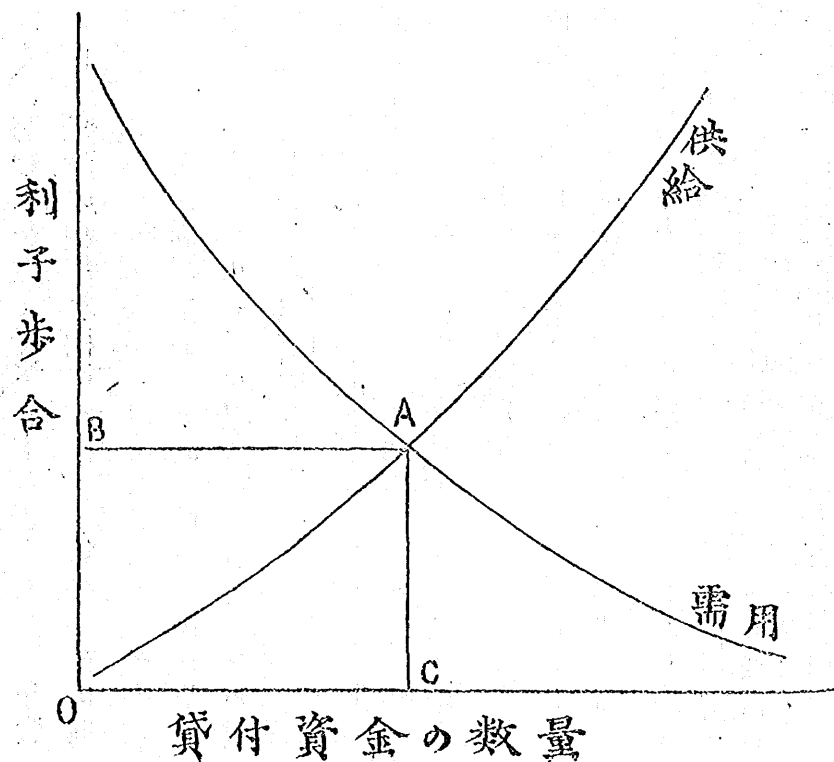
假りに資金の貸借に何等の危険を伴はず且つ何等の手数を要せずとせば、貸付利子は勿論何等の保険料又は手数料を含まざる可く、從つて其の利子は純利子と稱し、其歩合を純利子歩合と名くるを妨げざる可し。而して此の純利子歩合は資金の需用額と供給額とが一致する點に於て定まるものにして、此理は一貨物の市價が其貨物の需用と供給とが一致するの點に於て定まると同一なりとす。今假りに此理を明示する爲

めに數字を用ゐるとせば、左の如き結果を得可し。

利子歩合(一ヶ年) 需用額		供給額	
〇	十億圓	〇	千萬圓
一厘	三億圓		
五厘	二億圓		
一分	一億四千萬圓		
二分	一億三千萬圓		
三分	一億二千萬圓		
四分	一億一千万圓		
五分	一億圓		
六分	九千万圓		
七分	八千万圓		
八分	七千万圓		
九分	六千万圓		
一割	五千万圓		
二割	千萬元		
五割	百萬元		
十割	十萬元		
百割	一萬元		
		十億圓	六億圓
			四億圓
			二億圓
			一億五千萬圓
			一億四千萬圓
			一億三千萬圓
			一億二千萬圓
			一億一千万圓
			一億圓
			九千万圓
			八千万圓
			七千万圓
			六千万圓
			三千萬圓
			二千萬圓
			一千萬圓

貨物の價格騰貴するに従ひ其需用減退し、其

(第一圖)



供給が正反對に増加するを常となすと同じく、貸付利子歩合の上騰するに従ひ資金の需用は右表に示すが如く減少し、供給は却つて増加す可し。而して或る一定の時に於ては一定の歩合を以て需用せらるゝ資金の額と供給せらるゝ額とが一致することある可し。前表に於ては此一致點を示す歩合は五分なりとす。資金の需用と供給とが一致する状態を曲線を以て示せば下の如し。

第一圖に示すが如く、需用と供給とはAに於て一致せるが、ACに均しきBOは需用供給の一致する利子歩合の高さを示し、ABに均しきCOは其需用並に供給額を表はすものなりとす。

利子歩合法定の法則を詳解するには更に此點より進んで資金の需用と供給とが何故に利子歩合の騰落に従ひて反比例に變動するものなるか且つ特定の利子歩合、例へば一割を以て何故に

五千萬圓の需用と一億五千萬圓の供給とを生ずるかを説明するを要するものなれども、紙面の都合に依りて本論に於ては此解説を省略し、之を他日に譲ることせり。

四 保険料と貸付利子歩合

前節に於て吾人は何等の危険又は手数を伴はざる貸借の存在を假定して、其利子歩合が如何に定まるものなるかを略述せしが、斯くの如き全然確實なる貸借が實際に行はるゝことなきは玆に喋々するを要せざる所にして、唯此狀態に近接せる貸借と看做し得るは英國のコンソル公債あるのみ。他は皆多少の危険を伴はざることなきのみならず、時として其危険が頗る著しきことありて、カーバー氏が其近業 Essays in Social Justice (Harvard University Press, 1915) 二百〇八頁に於て論じたるが如く、資金を貸付くるに當りて高率の利子歩合を收めんと腐心するよりは寧ろ回収の安全なる方面に資金を貸與

するに努むるを以て得策とすることあり。今假りに、危険の程度を標準として、貸付金を大別せば、最も安全なるものとしては先づ公債を舉ぐ可く、次に商業手形、社債、最後に個人間の貸借の順序ならんも、此四種の貸借は各々他種の貸借と危険の程度を異にするのみならず、各種内に於ても危険の程度一様ならず。例へば、同じく公債と云ふも、戦争前に於ける英、佛、獨、米の國債の如く危険の少きものと歐洲金融市場に於ける東洋並に南米諸國の公債の如く危険率を高く見積らるゝものとあり。又商業手形中に於ても、振出人、裏書人の信用の程度に依りて利子歩合を異にせり。去月十五日に於ける東京市中の商業手形割引に對する日歩は最低一錢二厘にして、最高一錢七厘なりしと。中外商業新報三月十六日其差實に四割以上なり。社債も亦會社の信用の如何に依りて利子歩合を異にせり。されど、危険率の最も甚だしきは個人間の貸借にして、安

全なる資金の歩合は一割内外なれども信用の薄弱なる者に對する資金の利子歩合は二割を越すこと稀なりとせず。要するに、一定の時、並に一定の場所にて行はるゝ各種の貸借間に於けるのみならず、同一の貸主が異なる借手に對して貸與する資金の利子歩合が時としては著しき差を示すは一部分債務者の信用程度の如何に依りて定まるものにして、債權者が貸付に就きて自己の負ふ危険に對して保険料を徴收せるの事實を證明せるものなりとす。借手が往々提供する擔保が此危険程度を低下して、從つて利子歩合を引下ぐるの結果を有するは玆に贅言するの要なかる可し。擔保と利子歩合との關係に就きては服部文四郎氏著『銀行原論』第十章 第十一章並に第十二章を見よ。

斯くの如く總ての貸借には危険を伴ひ、從つて貸付利子歩合は保険料を含むものなるが、吾人が次に知らんと欲する所は利子歩合と此保険料との數量的關係並に資金の需用供給に及ぼす

保険料の影響なりとす。而して此關係を究明するに當りて特に吾人の注意を要することは貸付利子歩合に包含せらるゝ此保険料は債務者の所得となる可きものに非ずして、純利子歩合のみが債務者の純所得たるを以て、縱令一割、二割の保険料を徴收する際に於ても、資金の供給を左右するは總利子歩合に非ずして、其中より保険料を控除せる殘額、即ち純利子なるに反し、債務者の立脚地より之を觀れば、資金の貸借に對して支拂ふ賃料は此純利子のみに非ずして、保険料を含みたる總利子に外ならざるを以て、資金の需用を左右するものも從つて此總利子なるの一事なりとす。今此理を明かにする爲め、前節に於て用ひし表を擴張して左の如く之を増補せり。

(1) 利子歩合	(2) 需用額	(3) 貸付全額安 供の給額	(4) 危険率二分と 看做さるゝと きの供給額	(5) 危険率六分と 看做さるゝと きの供給額	(6) 危険率八分と 看做さるゝと きの供給額
〇厘	十億圓	〇	〇	〇	〇
一厘	三億圓	〇	〇	〇	〇
五厘	二億圓	〇	〇	〇	〇
一分	一億四千萬圓	〇	〇	〇	〇
二分	一億三千萬圓	〇	〇	〇	〇
三分	一億二千萬圓	〇	〇	〇	〇
四分	一億一千萬圓	〇	〇	〇	〇
五分	一億圓	〇	〇	〇	〇
六分	九千萬圓	〇	〇	〇	〇
七分	八千萬圓	一億二千萬圓	〇	六千萬圓	〇
八分	七千萬圓	一億三千萬圓	〇	七千萬圓	〇
九分	六千萬圓	一億四千萬圓	〇	八千萬圓	〇
一割	五千萬圓	一億五千萬圓	一億三千萬圓	九千萬圓	六千萬圓
二割	千圓	二億圓	一億八千萬圓	一億六千萬圓	七千萬圓
三割	百圓	四億圓	三億八千萬圓	三億圓	一億四千萬圓
四割	一萬圓	六億圓	五億五千萬圓	五億圓	二億八千萬圓
五割	〇	十億圓	九億二千萬圓	八億五千萬圓	四億五千萬圓

右表中第一欄、第二欄並に第三欄は前節に掲げたる利子歩合表を其儘轉載せるものにして、第三欄は貸借に何等危険を伴はざる場合に於ける資金の供給額を示すものなるが、第四欄は總ての貸借が皆一様の危険を伴ふと假定し、其貸付歩合が總ての場合に於て二歩の保険料を含める際に於ける資金の供給額を表はせるものなりとす。前表に示す如く、此際に於ては利子歩合が二分以下ならば、資金の供給皆無なり。蓋し此際總ての場合に於て貸主は純利子以外に二分の保険料を徴収するものなれば、總利子が二歩以下にては純利子は皆無となるのみならず、却つて差引資金が借主に純利子を提供するの結果を呈するに至ることある可きを以てなり。されど、貸付利子が三分ならば、六千萬圓の供給を生ず可し。如何となれば、三分より二分の保険料を控除すれば、一分の純利子を殘ますものなるが、前節に於ける吾人の假定に依れば、純利

子一步にては六千萬圓の供給ある可きを以てなり。次に同一の理由に依り貸付利子四分ならば七千萬圓、五分ならば八千萬圓、六分ならば九千萬圓、七分ならば一億圓の供給ありとす。然らば、何分の利子の下に資金の需給が一致す可きか。前述の如く、資金の需要を左右するは貸付利子歩合其物にして、其中に保険料を幾何含むかは毫も需用に影響を及ぼさざるものなるを以て、茲に假定する如く縱令利子歩合が二歩の保険料を含むとも、資金の需用は依然として變ることなく、矢張り四分にては一億一千萬圓、五分にては一億圓、六分にては九千萬圓の需用ある可し。若し果して然らば、一分の保険料が徴收せらるゝ場合には、利子歩合六分にて定まる可し。如何となれば、六分にて資金の需用と供給が一致するを以てなり。

第五欄は貸付利子歩合が六分の保険料を含めりと假定せる場合に於ける資金の供給額を示す

ものなるが、上述の理由に依り、六分以下にては資金の供給皆無にて、利子歩合は八分、即ち資金の需用供給の一致する點に於て定まる可し第六欄は保險率が八分なる際の供給を示すものにして、此場合に於ては利子歩合は九分に定まる可し。

斯くの如く、貸付利子が若干の保險料を含める場合に於ける資金需給の關係を曲線を以て示せば下の如し。

第三圖中D Dは利子歩合が保險料を含むと否を問はず、總ての場合に於ける資金の需用を示し、S Sは利子歩合が保險料を含まざる際に於ける供給を表はし、此兩曲線の交叉點、即ちAは需給の一致せる處にして、O Bは此際に於て定まる利子歩合を示し、O Cは貸借額を表はすは前號に於て説明せし所なるが、S' S'は貸付利子歩合が若干の保險料を含む場合に於ける供給を示し、A'は此際に於ける需給の一致點を表

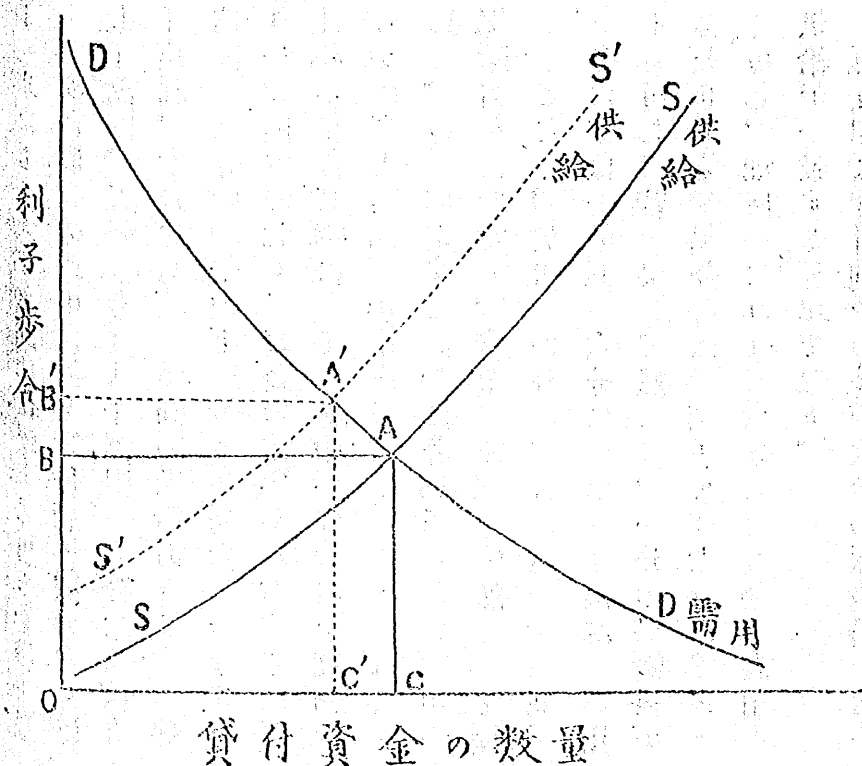
はし、O B'は利子歩合、O C'は貸借額を指示するものなりとす。

されば、圖中に於て明示せるが如く、利子歩合は保險料を含まざるより含むときの方高く、又貸借額は之に反して稍減少するものなりとす。

五 手数料と貸付利子歩合

前號に於て論述せる貸付利子歩合は貸付に何等の手續を要するものと假定せる場合に定まるものなるが、既に上文にて略述せるが如く、貸借には貸主に於て必ず幾何かの手續を要するものなれば、吾人は茲に其手續に對して貸主が要求する手数料と利子歩合との關係を説明せんと欲す。此貸付の手續なるものは抵當物件の有無又は其性質、貸金授受に伴ふ手續の難易、利子徴收の度數並に難易、元金回收手續の難易等に依りて煩簡の差著しきものなれど、總括的に之を論ずれば、此手續に對して要求せらるる手数料

(第二圖)



料の高低は貸付金額の多寡並に貸付期間の長短に依りて定まるものなりと云ふことを得可し。

蓋し貸付の手續は金額の多少並に期間の長短に依りて多少の徑庭ある可きは免るゝ能はざる所なれども、之と正比例に増加せざるは明かなるを以て、金額多ければ多き程元金に對する手数料の率低く、又期間長ければ長き丈け同じく此率低かる可し。

而して此手数料は毎年徴收せらるゝ利子歩合の一部として要求せらるゝときと、貸借契終の際一時に要求せらるゝときとあり。我國の利子制限法(明治十年九月十一)に於て契約利子歩合をば制限せる際に、元金百圓以下は年二割、百圓以上千圓以下は一割五分、千圓以上は一割二分を超過す可からずと規定して、元金の多寡に依りて利子歩合の制限に等差を設けし一理由は貸付金額の多寡に依りて手数料の率を異にする事情を顧慮せし爲めなる可し。又日本勸業銀行の昨

年十一月に於ける調査に依れば、全國不動産抵當貸付金利が左表に示すが如く貸付金額の上る

に従ひ低下するの事實は明瞭なりす。
(大正四年二月發行銀行通信錄五九八—三〇〇頁より採録)

全國不動産抵當貸付金利

地方	百圓に満たざる金額		千圓に満たざる金額		千圓以上の金額	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
關東	一六・八五	一一・四二	一三・七五	九・七八	一一・五三	八・五六
東北	二〇・二〇	一三・四七	一六・〇三	一一・七九	一三・四九	九・八三
北陸	一四・一〇	一〇・三八	一二・二二	九・四一	一〇・六九	八・四八
中部	一四・八七	一一・〇二	一二・七三	九・一七	一〇・九五	八・三一
近畿	一三・九一	九・九二	一二・〇一	八・九四	一〇・七四	八・一一
中國	一五・五三	一一・二七	一二・九三	九・五一	一一・二九	八・六一
四國	一五・三六	一〇・二六	一二・五四	八・九八	一〇・五一	八・八〇
九州	一八・二〇	一二・九六	一四・六四	一〇・五九	一二・五〇	九・一八
平均	一六・三八	一一・四六	一三・四六	九・八二	一一・五六	八・六七

次に貸付期間の長短に依りて手数料率が影響を蒙り、從つて貸付利子歩合に等差を生ずるの事實を實例に依りて證明するは頗る困難なりとす。如何となれば、長期の貸付は元金回収に關

する危険多きを以て、一方に於ては手数料率減少すると同時に、他方に於ては保険料増加するが爲めに、長期の貸付歩合は短期の貸付歩合よりも高率となる結果を生ずるを以て也。されど

手数料が短期の貸付に於て如何に利子歩合に對して影響を及ぼすものなるかは所謂日貸と稱する貸借に之を徴すれば最も明瞭なる可し。日貸は一圓二圓と云ふが如き少額の資金を短期間貸與するものにして、之に對して例へば一圓に付

の必要あるを以て、此煩瑣に對して高率の手数料を請求するは至當の處置なりとす。

一日一錢と云ふが如き高率の利子を徴收せるが一圓に付一日一錢の利息は年利三十六割五分に相當せり。されど、此法外なる利子は勿論全部決して純利率と看做す可からざるものなりとす。如何に冷酷極まる高利貸と雖も、三十六割の利子を強要す可しとは、吾人の想像すること能はざる所にして、實は其大部分は保険料並に手数料として徴收せらるゝものなり。蓋し日貸の融通を受ける者は債務辨濟の力甚だ微弱なれば、高き保険料を要求するは已むを得ることにして、且つ日貸の利子は毎日之を徴收せざれば滯納となるの虞れあれば、貸主は日々債務者を訪問して利子を徴收する傍ら其の行動を監視する

次に貸借契約の際に一時に授受せらるゝ手数料が貸主に依りて徴收せらるゝこと、仲介者に依りて周旋料として徴收せらるゝこと、あり。貸主の要求する手数料には又貸金全額に對して農工銀行に於けるが如く鑑定料として一定金額を徴收する場合と元金に對する一定歩合を課する場合との別あるも、孰れの場合に於ても、此手数料は夫れだけ總利子歩合を引上ぐるの結果を呈するものなりとす。假りに千圓を八分にて十ヶ年の期限を以て貸借する際に徴收せらるゝ手数料が金百圓なりとせんか、手取金九百圓に過ぎざるが故に、實際上の利子歩合は一割弱に達す可し。又手数料として元金の一割を徴收するるとき亦同じ。而して資金の需用を左右するは此一割の實際利子にして、資金の供給を左右するものは此一割中より手数料率を控除せる殘餘

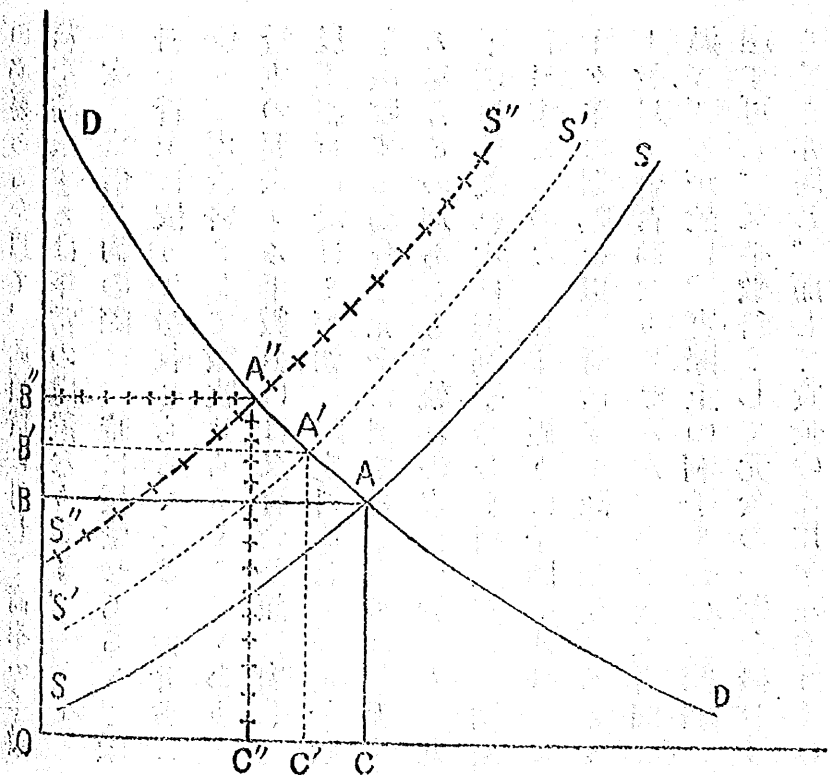
即ち此際には八分の利子なりとす。最後に公債社債の募集に關してのみならず、往々個人間の貸借に於ても仲介者が請求する手数料も亦歩合或は一定金額として課せらるゝことあるが、此際に於て資金の需用を左右するは矢張り手数料を加へたる利子歩合にして、供給を左右するは此手数料を加へざる歩合に外ならず。

以上手数料に付きて論じたる所は手数料が實際貸主の負擔せる煩瑣に對して支拂はるゝものなることを前提とせり。若し假りに徴收せらるゝ手数料が實際の手數に對する正當の報酬に超過せりとせば、其超過額は純利子歩合若しくは保險料の一部を構成するものなりと看做す可きなり。若し純利子歩合の一部を構成するとせば夫れ丈け資金の供給を増加するの結果を呈す可し。

以上本節に於て略述せる手数料と利子歩合並に資金の需給との關係は曲線を以て第三圖に之

を解説せり。

(第三圖)



圖中 S'' S' は貸付利子が純利子以外に保險料並に手数料を含めりと假定せる場合に於ける資金の需用高を示すものにして、 A' は需用と供給との一致點を表はし、 $O B'$ は決定されたる利子の高さ、 $O C'$ は貸借金額を指示するものなりとす

従つて此圖解に依れば、利子歩合が保險料率を含む際には含まざる際よりも高く、且つ貸借高が少きと同じく、利子歩合が手数料を含む際には含まざるときよりも高く、又貸借金額が少きことは一目瞭然たりとす。

尚ほ利子歩合の解剖に就きては以上略論せる以外に説述す可きこと多々あれども、紙面の都合に依り他は後日に之を譲らんと欲す。(完)

批評と紹介

堀江歸一著 『本邦經濟社會の重要問題』

大正五年二月教育新潮研究會發行
菊版二百八十四頁定價金七拾五錢

本書は地方在住の學校教員に教材並に一般的知識を提供する目的を以て設立せられたる教育新潮研究會の發行に係る月刊叢書の一冊にして經濟界並に社會の重要問題に對する著者一流の明快なる説述並に持論を載せたり。全篇は之を緒論以外十四章に分ち、第一章乃至第七章に於て經濟問題を論及し、第八章乃至第十一章に於ては社會問題を討究し、他の三章は歐洲戰亂と經濟との關係並に英獨の戰時財政の論述に充てたり。